

別紙

「高速道路上の給油を促す案内表示に関する改善要望」について

1 行政相談の要旨

先日、会津地方から磐越自動車道（以下「磐越道」という。）、東北自動車道（以下「東北道」という。）及び東北中央自動車道（以下「東北中央道」という。）を経由する道のりで、自動車で山形市内へ向かっていた。燃料が減ってきたため、東北道下り線の吾妻パーキングエリア（以下「PA」という。）で給油することにした。

吾妻PAに入ると、給油所の手前に、「山形方面最終GS」の看板が設置されていた。その後、再び東北道を北上し、福島ジャンクション（以下「JCT」という。）から東北中央道に入ると、「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」の看板が設置されており、肝を冷やした。

幸い、私は吾妻PAで給油したが、同PA内に案内看板があったとしても、同PAを利用した者しか見ることができないし、東北中央道に入ってから「本線上に給油所なし」、「燃料切れ注意」と案内されても手遅れであるので、吾妻PAの手前に、「山形方面最終給油所」等の看板を設置し、東北中央道に向かう車に給油を促すべきではないか。

高速道路を走行していると、「最終給油所」のように給油を促す看板が設置されているのを見ることがあるが、同様の措置が必要ではないか。

東北中央道は、福島JCT料金所から米沢北インターチェンジ（以下「IC」という。）まで無料区間となっている。そのため、福島JCTで「本線上に給油所なし」などの看板を見てから、福島大笹生ICで、一旦、一般道に出て、給油してから再び高速道路に戻っても余計な費用は掛からない。しかし、給油所を探して、その後、高速道路に乗り直すと余計な時間が掛かってしまう。

吾妻PA内と福島JCTに給油を促す看板を設置していることを考えれば、それぞれの看板設置者は東北中央道に向かう車が以降の区間で給油できないことを認識していると考えられる。そうであれば吾妻PAの手前に、「山形方面最終給油所」等の看板を設置しておくべきではないか。

2 高速道路上の給油を促す案内表示の概要

(1) 高速道路上の給油を促す案内表示に関連する制度等

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第1項により、道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならないこととされている。また、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以

下「標識令」という。)により、道路標識の種類、様式及び設置基準に関して必要な事項が定められている。

「最終給油所」等の案内看板は、標識令に定められた道路標識ではなく、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が、道路標識だけでは伝えることができない案内情報や警戒等の情報を伝達するため、独自に設置しているものである。

(2) NEXCO 東日本東北支社における給油を促す案内看板の設置の考え方

NEXCO 東日本東北支社は、「最終給油所」等の給油を促す看板について、最終給油所（当該給油所以降の高速道路本線上又は接続する高速道路本線上に給油所がない給油所。以下同じ。）から自社の管理する道路の終点までの距離が長く、本線で燃料切れ車両が発生した場合に通行止めや多重事故などの社会的影響が大きくなるリスクが想定される区間（暫定2車線区間等）に設置するなど、状況に応じて設置の判断をしている。

また、同支社は、最終給油所から自社の管理する道路の終点までが長距離であるかどうかについての明確な基準はないが、ガス欠率が高くなるおおむね150kmを超える区間^(注)を長距離と想定している。

(注) 国土交通省の公表資料によれば、平成28年4月現在、150km超の区間では、100km未満の区間と比べて、ガス欠率（ガス欠件数÷走行台キロ数）が約1.8倍となっている。

なお、この場合のガス欠とは、車両が燃料切れとなり、エンジンが停止することである。

3 本件に係る調査結果

(1) NEXCO 東日本東北支社が管理する東北6県内の高速道路における給油を促す案内看板の設置状況

NEXCO 東日本東北支社が管理する東北6県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県。以下同じ。）内における高速道路本線（有料区間）に付設されている最終給油所全9か所について、これらの給油所の手前の本線上における給油を促す案内看板の設置状況を確認した結果、次のとおり、設置されているものが3か所、設置されていないものが6か所みられた（資料1-1参照）。

① 案内看板が設置されているもの（3か所）

- i) 東北道下り線最終給油所（岩手山サービスエリア（以下「SA」という。））の手前に「最終給油所」の案内看板あり
- ii) 秋田自動車道（以下「秋田道」という。）下り線最終給油所（錦秋湖SA）の手前に「秋田方面最後の給油所」の案内看板あり
- iii) 磐越道下り線最終給油所（磐梯山SA）の手前に「磐越道最後の給油所」、「次のガソリンスタンド118km先」の案内看板あり

② 案内看板が設置されていないもの（6か所）

i-1) 東北道下り線から東北中央道下り線（福島～米沢）方面最終給油所（吾妻 PA）の手前

（注）当該箇所の東北道下り本線上以外では、吾妻 PA 内に「山形方面最終 GS」（給油所が設置）、東北中央道と接続する福島 JCT に「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」（道路管理者である東北地方整備局福島河川国道事務所が設置）の案内看板あり

i-2) 東北道下り線から東北中央道上り線（桑折～相馬）、常磐自動車道（以下「常磐道」という。）下り線、三陸沿岸道路（以下「三沿道」という。）下り線方面最終給油所（上記 i-1）と同じ東北道下り線吾妻 PA）の手前

ii) 東北道下り線から釜石自動車道（以下「釜石道」という。）下り線、三沿道上下線方面最終給油所（前沢 SA）の手前

iii) 東北道上り線から釜石道下り線、三沿道上下線方面最終給油所（紫波 SA）の手前

iv) 東北道下り線から三沿道下り線方面最終給油所（菅生 PA）の手前

v) 山形自動車道上り線から東北中央道上り線方面最終給油所（寒河江 SA）の手前

vi) 常磐道下り線から三沿道下り線方面最終給油所（南相馬鹿島 SA）の手前

NEXCO 東日本東北支社は、上記②において、手前の高速道路本線上に最終給油所であることを案内し給油を促すための看板を設置していない理由について、これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する有料区間を除き、東北地方整備局が管理する無料区間であり、料金等の制約なく自由に乗り降りができ、給油が必要な際は市中で給油ができるため、高速道路内で最終給油所の案内を行うことは、給油所の選択（高速道路内又は市中）に関する公平性を欠くおそれがあると考えているためとしている。

(2) 最終給油所以降の東北地方整備局等が管理する高速道路での給油を促す案内表示の整備状況

最終給油所のある高速道路（NEXCO 東日本東北支社が管理する有料区間）に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する高速道路（利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC までの三沿道（有料区間））を除き、東北地方整備局が管理する高速道路（無料区間）である。

最終給油所のある高速道路（有料区間）に接続する東北地方整備局及び宮城県道路公社が管理する高速道路での給油を促す案内表示の整備状況は次のとおりである。

① 東北地方整備局

東北地方整備局管内の 4 事務所（青森河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所及び福島河川国道事務所。以下同じ。）における高速道路（無料区間）での給油を促す案内表示の整備状況をみると、福島河川国道事務所は、東北中央道下り線の福島 JCT において、「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」の看板を設置しているが、その他の 3 事務所（青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所）は、高速道路上への給油を促す案内表示を整備していない。

福島河川国道事務所が、東北中央道下り線の福島 JCT に給油を促す案内看板を設置した理由について、東北地方整備局は、東北中央道下り線^(注)の福島大笹生 IC から米沢八幡原 IC までの区間は、当該区間の距離が 26.6km あることや、栗子トンネルという暫定 2 車線（片側 1 車線）の延長約 9km に及ぶ長大なトンネルがあることから、当該トンネル内で燃料切れ車両が発生し、それに起因する交通事故が発生した場合、燃料切れ車両の排除に時間を要することが想定されるほか、多重事故等の重大事故につながるなど社会的影響が大きくなるリスクが想定されることからとしている。

(注) 東北地方整備局が注意喚起の表示を整備している東北中央道下り線の本線上での燃料切れ車両の発生状況をみると、平成 30 年度から令和 3 年度上期までに計 21 件（うち栗子トンネル内 8 件）発生し、このうち 5 件（うち栗子トンネル内 3 件）は通行止めの措置が実施されている（当局分析結果）。

② 宮城県道路公社

宮城県道路公社は、管理する三沿道における IC 間の距離が東北道等其他の高速道路に比べて短く、燃料切れが見込まれる場合、運転者の判断で IC を降りて一般道で給油所を探し給油できることから、給油を促す案内表示を整備していない。ただし、同公社は出口 IC 周辺の給油所の有無や所在を把握しており（後述(6)②参照）、道路利用者からの問合せに対して料金収受員が案内することとしている。

(3) 調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両の発生状況等（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

① 調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両の発生状況

調査対象機関^(注)が管理する東北 6 県内の高速道路における平成 30 年度から令和 3 年度上期までの燃料切れ車両の発生状況は、表 3(3)-1 のとおりである。

(注) 3 機関：NEXCO 東日本東北支社、東北地方整備局及び宮城県道路公社

これら平成 30 年度から令和 3 年度上期までの燃料切れ車両 2,744 件

(100%)のうち、最終給油所以降に位置し、東北地方整備局及び宮城県道路公社が管理する高速道路（無料及び有料区間）で発生したものは、268件（9.8%）である。

表 3(3)-1 調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両の発生状況（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

（単位：件）

管理者 \ 年度等	平成 30	令和元	令和 2	令和 3 上 期	計
NEXCO 東日本東北支社	796	827	567	286	2,476
東北地方整備局	60	78	58	22	218
宮城県道路公社	15	17	13	5	50
計	871	922	638	313	2,744

(注)1 当局の調査結果による。

2 東北地方整備局については、最終給油所のある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（無料区間）を管理する 4 事務所が警察等からの通報や道路パトロールなどで把握した件数を計上した。

② 燃料切れ車両発生防止のための対応措置の実施状況

高速道路上で燃料切れ車両が発生した場合、車両は高速道路上や路肩に停車せざるを得なくなり、後続車両との接触や追突事故が発生するおそれがある。このため、状況によっては、通行止めなどの対応措置が必要となる。

NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局が燃料切れ車両への対応措置として実施した通行止めの件数は、表 3(3)-2 のとおりである。

なお、宮城県道路公社が管理する三沿道については、燃料切れ車両への対応措置としての通行止めはない。

表 3(3)-2 調査対象機関が燃料切れ車両への対応措置として実施した通行止めの状況（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

（単位：件）

管理者 \ 年度等	平成 30	令和元	令和 2	令和 3 上 期	計
NEXCO 東日本東北支社	3	0	4	2	9
東北地方整備局	3	2	3	1	9
宮城県道路公社	0	0	0	0	0
計	6	2	7	3	18

(注) 当局の調査結果による。

(4) 調査対象機関における燃料切れ車両の発生防止のための取組状況

① NEXCO 東日本東北支社

NEXCO 東日本は、平成 28 年 4 月から、国土交通省と連携し、「高速道路上の給油所空白区間の解消に向けた路外給油サービス」の取組を行っている（資料 1-2 参照）。NEXCO 東日本東北支社は、この一環として、東北道下り線の十和田 IC において、一時退出による路外の給油所における給油の取組を実施している（資料 1-3 参照）。

また、同支社は、この取組以外に、秋田道上下線西仙北 SA（手前に最終給油所の案内看板がある秋田道下り線錦秋湖 SA よりも終点寄りの SA）において、ガソリン缶詰の販売も実施している。

さらに、同支社は、ウェブサイト、広報誌、デジタルサイネージ^(注)、休憩施設トイレや LED 表示機能付き自動販売機、本線上をまたぐ跨道橋（こどうきょう）への横断幕、関係機関と連携した交通安全キャンペーン活動などにより、燃料切れ車両の発生防止の啓発活動を行っている（資料 1-4 参照）。

（注） デジタルサイネージとは、商業施設や駅、店頭などに設置される映像表示システムであり、いわゆる電子看板を指す。

② 東北地方整備局

上記(2)①のとおり、福島大笹生 IC の 1.4km 手前の福島 JCT において「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」の看板を設置し、燃料切れ車両の発生防止の注意喚起に取り組んでいる。

③ 宮城県道路公社

宮城県道路公社は、当局が調査した令和 4 年 1 月現在、燃料切れ車両の発生防止のための取組を行っていない。

この理由について、同公社は、管理する三浴道の延長が 18.3km と短く、NEXCO 東日本管理の東北道菅生 PA 及び常磐道南相馬鹿島 SA から公社区間とその先の国土交通省区間に給油施設がなく、公社区間で燃料切れ防止の注意喚起を行っても効果が薄いためとしている。

(5) 調査対象機関が管理する東北 6 県内の高速道路における燃料切れ車両に関連する交通事故の発生状況（平成 30 年度～令和 3 年度上期）

① NEXCO 東日本東北支社が管理する東北 6 県内の高速道路（有料区間）において、平成 30 年度に 3 件、令和 3 年度上期に 2 件の計 5 件、燃料切れ車両に起因する交通事故が発生している（同支社調べ）。

これら 5 件の交通事故は、全て、燃料切れ車両に後続車両が接触した事故である。

- ② 平成 30 年度から令和 3 年度上期までにおいて、最終給油所以降で、東北地方整備局管内の 4 事務所が管理する高速道路（無料区間）では、警察等からの交通事故発生の連絡・通報の記録及び道路パトロールでの事故発見の記録がなく、把握している範囲で、燃料切れ車両に起因する交通事故は発生していないとしている。
- ③ 宮城県道路公社が管理する三浴道では、燃料切れ車両に起因する交通事故は発生していない。

なお、当局において、インターネット上の新聞記事等から、全国における高速道路本線上での燃料切れ車両に起因する交通死亡事故の発生状況を確認したところ、過去 10 年間に 3 件の死亡事故が発生しており、うち 1 件は、平成 23 年 9 月に福島県郡山市内の磐越道下り線で発生している。

(6) 最終給油所以降の高速道路の管理者による IC 周辺の給油所の所在情報の把握状況

最終給油所のある高速道路に接続し、最終給油所以降に位置する高速道路を管理する東北地方整備局及び宮城県道路公社による IC 周辺の給油所の所在情報の把握状況は以下のとおりである。

① 東北地方整備局

東北地方整備局管内の 4 事務所では、管理する高速道路（無料区間）の IC 周辺の給油所の所在情報を収集していない。

この理由について、同整備局は、4 事務所が管理している高速道路は全区間無料であり、乗り降りが自由であることから、任意の給油所で給油できるためとしている。また、一般道の沿線に給油所が営業していることは広く認知されており、その所在の検索等について、誰もがすぐにできるものと思われるので、道路管理者が高速道路（無料区間）の IC 周辺の給油所の所在を把握する必要性は低いとしている。

② 宮城県道路公社

宮城県道路公社は、管理する三浴道について、IC 周辺の給油所の有無や所在を把握しており、管理する五つの IC（利府中、松島海岸、松島大郷、松島北及び鳴瀬奥松島）のうち、三つの IC（松島海岸、松島大郷及び鳴瀬奥松島）については、周辺に給油所がなく、給油が困難な状況にあるとしている。

4 燃料切れ車両の発生を防止するための方策等に関する調査対象機関の意見

(1) NEXCO 東日本東北支社

NEXCO 東日本東北支社は、安全な走行に必要なサービス水準を確保するため、路外給油所の活用などによる燃料切れ車両の発生を防止する取組の推進や周知・広報などに引き続き取り組む必要があるとしている。

(2) 東北地方整備局

東北地方整備局は、東北中央道下り線の福島大笹生 IC から米沢八幡原 IC までの区間のような IC 区間距離が長く、燃料切れ車両の発生に起因する事故の発生などの社会的影響が大きくなるリスクが想定されるところについては、注意喚起を行っているとしている。

また、同整備局が管理している高速道路は、IC 間の距離が短く、全区間無料であり、乗り降りが自由であることから、任意の給油所で給油できると考えており、併せて、IC 周辺の道の駅、飲食店、観光施設などの利用が促進されることにより、地域の活性化の一助となることも期待しているとしている。

なお、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 75 条の 10 において、運転者の義務として、運転者が高速自動車国道等を運転しようとするときには燃料不足とならないようあらかじめ点検し、燃料不足により運転することができなくなることを防止する措置を講じなければならない旨定められているところであるが、利用者の安全・安心の確保という観点から、東北地方整備局としても燃料切れ車両の発生を防止する取組について、関係機関と連携して行っていく必要があるとしている。

(3) 宮城県道路公社

宮城県道路公社は、三沿道における燃料切れ車両の発生を防止するため、同公社ホームページや春日 PA での周知、接続する道路の管理者である NEXCO 東日本や国土交通省、交通管理者である宮城県警察本部高速道路交通警察隊との合同イベントなどで、道路利用者に対して車両の燃料切れ防止の注意喚起を実施したいと考えているとしている。

5 行政苦情救済推進会議の主な意見

- ・ 給油は自己責任の問題ではないかと思われるが、燃料切れ車両の発生状況をみると、東北 6 県内の高速道路全体で 1 日に 1 件は発生しているようなので、何かしら注意喚起する対策を検討してはどうか。
- ・ 燃料切れ車両が発生し、それに起因する通行止めもある。車両の燃料切れによる事故や通行止めを防止するよう、道路管理者が事前に注意喚起できるのであれば、すべきではないか。
- ・ 実際に、東北中央道の栗子トンネル内で燃料切れ車両とそれに起因する通行止めが発生しているため、東北地方整備局が管理している高速道路

(無料区間)においては、ICで自由に乗り降りし、一般道で給油できるということが伝わっていないのではないか。

- ・ 東北地方整備局が管理している高速道路(無料区間)については、無料で一般道に降りることができるとか、地域の活性化になるとしているが、通行車両や運転者の身の安全を守るという視点からの危機意識が少し欠けているのではないか。
- ・ 東北中央道の栗子トンネルのように暫定2車線(片側1車線)の長大なトンネルにおいては、トンネル内で燃料切れ車両が発生した場合、多重事故などの重大事故につながるなどし、社会的影響が大きいことから、このような危険性がより高い高速道路の手前の最終給油所については、早急な対策が必要ではないか。
- ・ カーナビゲーションシステムで、最終給油所であることを情報提供できないか。

6 あっせん事項

NEXCO 東日本東北支社が管理する東北6県内における高速道路本線に付設されている最終給油所全9か所について、これらの給油所の手前の本線上における燃料切れ防止のための案内看板の設置状況を確認した結果、設置されているものが3か所、設置されていないものが6か所ある。

NEXCO 東日本東北支社は、上記の6か所の最終給油所の手前の高速道路本線上に最終給油所であることを案内する燃料切れ防止のための看板を設置していない理由について、これらの最終給油所がある高速道路に接続する高速道路は、宮城県道路公社が管理する有料区間を除き、東北地方整備局が管理する無料区間であり、料金等の制約なく自由に乗り降りができ、給油が必要な際は市中で給油ができるため、高速道路内で最終給油所の案内を行うことは、給油所の選択(高速道路内又は市中)に関する公平性を欠くおそれがあると考えているためとしている。

しかし、最終給油所以降で、東北地方整備局及び宮城県道路公社が管理する高速道路(無料及び有料区間)における燃料切れ車両の発生状況をみると、平成30年度から令和3年度上期までに、計268件の燃料切れ車両が発生している。このうち、栗子トンネルがあり、IC間の距離が長く、片側1車線である福島大笹生ICから米沢八幡原ICまでの間で計21件の燃料切れ車両が発生し、うち8件は栗子トンネル内で発生している。

また、平成30年度から令和3年度上期までにおける東北6県内の高速道路上の燃料切れ車両に起因する交通事故の発生状況をみると、計5件の交通事故が発生しており、これらは全て燃料切れ車両に後続車両が接触した事故である。

一方、案内看板が設置されていない6か所のうち、東北道下り線の最終給油所である吾妻PAについては、同PA手前での案内はないものの、同PAを通過後に東北中央道と接続する福島JCTにおいて、東北地方整備局が「本線上に給油所なし」及び「燃料切れ注意」の案内看板を設置している。同整備局は、この案内看板を設置した理由について、この区間はIC間の距離が長く、暫定2車線（片側1車線）の長大な栗子トンネルがあり、トンネル内で燃料切れ車両及びそれに起因する交通事故が発生した場合、燃料切れ車両の排除に時間を要することが想定されるほか、多重事故等の重大事故につながるなど社会的影響が大きくなるリスクが想定されることからとしている。

これらのことから、高速道路上の最終給油所については、最終給油所であることの案内表示、燃料切れ防止の注意喚起、IC周辺の給油所の所在情報の提供などの燃料切れ並びにそれに関連する通行止め及び交通事故を防止するための取組の必要性がうかがわれるが、関係機関の取組は必ずしも十分とはいえない状況がみられた。

したがって、NEXCO 東日本東北支社及び東北地方整備局は、宮城県道路公社と連携して、高速道路上での燃料切れ車両の発生並びにそれに起因する通行止め及び交通事故を未然に防止する観点から、以下の対策の実施を検討する必要がある。

- ① NEXCO 東日本東北支社が管理する高速道路本線上の最終給油所9か所のうち、燃料切れ防止のための案内看板があらかじめ設置されていない6か所について、最終給油所であり、これらの最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）本線上には給油所がないことを周知すること。
- ② 最終給油所がある高速道路（有料区間）に接続する高速道路（有料又は無料区間）について、当該高速道路が区域内を通過する県及び市町村の協力を得るなどして、IC周辺の給油所の所在情報を把握し、利用者に周知すること。
- ③ 高速道路のIC間に、長大なトンネルや数多くのトンネルがあり、かつ、2車線（片側1車線）区間であるなど、燃料切れ車両が発生した際に、それに起因する通行止めや多重事故などの社会的影響が大きくなるリスクが想定される区間がある場合、当該区間がある高速道路に接続する高速道路上の最終給油所手前及び当該給油所以降の高速道路について、燃料切れを防止するための案内表示の整備等を推進すること。

別添資料

	頁
資料 1-1 給油を促す案内看板の設置状況	1
資料 1-2 国土交通省プレスリリース「来年度までに 150km 超の GS 空白 区間をゼロに」	6
資料 1-3 NEXCO 東日本広報資料「下り線十和田 IC を一時退出し、指定 ガソリンスタンドにて給油ができます」	8
資料 1-4 NEXCO 東日本によるガソリン切れ防止のための広報の取組	10

資料 1-1

給油を促す案内看板の設置状況

① 案内看板が設置されているもの（3か所）

i) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）

最終給油所（岩手山 SA）の手前 案内看板あり「最終給油所」



ii) 秋田道下り線（NEXCO 東日本管理）

最終給油所（錦秋湖 SA）の手前 案内看板あり「秋田方面最後の給油所」



iii) 磐越道下り線（NEXCO 東日本管理）

最終給油所（磐梯山 SA）の手前 案内看板あり「磐越道最後の給油所」

「次のガソリンスタンド 118km 先」



② 案内看板が設置されていないもの（6か所）

- i-1) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）から東北中央道下り線（福島JCT から米沢北 IC まで福島河川国道事務所管理、米沢北 IC から東根 IC まで NEXCO 東日本管理）
 最終給油所（吾妻 PA）の手前 案内看板なし
 ※ 東北道吾妻 PA 内に「山形方面最終 GS」の案内看板あり（給油所が設置）
 ※ 東北中央道と接続する福島JCT に「本線上に給油所なし」「燃料切れ注意」の案内看板あり（福島河川国道事務所が設置）



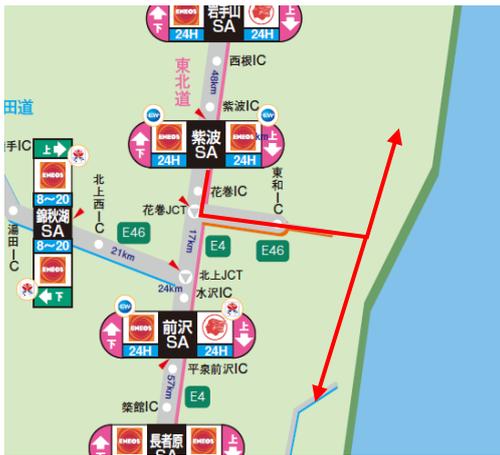
- i-2) 東北道下り線（NEXCO 東日本管理）から東北中央道上り線（福島河川国道事務所及び磐城国道事務所管理）、常磐道下り線（NEXCO 東日本管理）、仙台東部道路下り線（NEXCO 東日本管理）、三沼道下り線（仙台港北 IC から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理）
 最終給油所（吾妻 PA）の手前 案内看板なし



- ii) 東北道下り線 (NEXCO 東日本管理)から釜石道下り線(花巻 JCT から東和 IC まで NEXCO 東日本管理、東和 IC から釜石 JCT まで南三陸沿岸国道事務所管理)、三沿道上下線(青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理) 方面 最終給油所 (前沢 SA) の手前 案内看板なし



- iii) 東北道上り線 (NEXCO 東日本管理)から釜石道下り線(花巻 JCT から東和 IC まで NEXCO 東日本管理、東和 IC から釜石 JCT まで南三陸沿岸国道事務所管理)、三沿道上下線(青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理) 方面 最終給油所 (紫波 SA) の手前 案内看板なし



- iv) 東北道下り線 (NEXCO 東日本管理)から三沿道下り線 (利府 JCT から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理)方面
最終給油所 (菅生 PA) の手前 案内看板なし



- v) 山形自動車道上り線 (寒河江 SA から山形 JCT まで NEXCO 東日本管理)から東北中央道
上り線 (山形 JCT から米沢北 IC まで NEXCO 東日本管理、米沢北 IC から福島 JCT
まで福島河川国道事務所管理)方面
最終給油所 (寒河江 SA) の手前 案内看板なし



vi) 常磐道下り線 (NEXCO 東日本管理)から三沿道下り線 (仙台港北 IC から利府中 IC まで NEXCO 東日本管理、利府中 IC から鳴瀬奥松島 IC まで宮城県道路公社管理、鳴瀬奥松島 IC から八戸 JCT まで青森河川国道事務所、三陸国道事務所及び南三陸沿岸国道事務所管理)

最終給油所 (南相馬鹿島 SA) の手前 案内看板なし



(注)1 ① i) ~ iii) の写真は NEXCO 東日本から提供を受け、当局が赤枠を付した。① i) ~ iii) 及び② i-1) ~ vi) の高速道路ガステーションマップは、「NEXCO 東日本ホームページ内 東日本ガステーションマップ」から入手し、当局が赤矢印を付した。また、② i-1) の写真は当局が撮影した上で赤枠を付した。

- 2 高速道路名の直後の()書きは、道路管理者名である。
- 3 国土交通省管理区間は、無料供用区間である。

平成28年4月28日

国土交通省道路局

来年度までに150km超のGS空白区間をゼロに

～高速道路上のガソリンスタンド空白区間の解消に取り組みます～

- 来年度までに、150km超のガソリンスタンド空白区間ゼロを目指します。
- まずは、7月中旬までに、5つのIC（インターチェンジ）において、路外給油サービスを実施します。

平成28年4月現在、高速道路上のガソリンスタンド間の距離が100km～150kmの空白区間が61区間、150km超の区間が16区間も存在しています。全国の高速道路では、1日あたり約40件ものガス欠が発生しており、特に150km超の空白区間では、100km未満の区間と比べて、ガス欠率（※1）が約1.8倍にもなります。

昨年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」においても、安全な走行に必要なサービス水準を確保するために、ガソリンスタンド空白区間の解消に積極的に取り組む必要があるとしたところです。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省と高速道路会社は、来年度までに150km超のガソリンスタンド空白区間をゼロにすることを目指すこととしました。

まずは、7月中旬までに、5つのIC（※2）において、高速道路会社が路外給油サービス（※3）を実施する予定です。来年度は、これらの効果検証を行いつつ、実施箇所を拡大していきます。

（※1）ガス欠率＝ガス欠件数/走行台キロ数

（※2）平成27年4月から実施している2つのICを含む。

（※3）指定ガソリンスタンドでの給油のため、指定ICから一時退出した場合には、目的地まで連続して走行した場合と同額とする料金調整を実施（長距離通減は継続）（ETC車限定（一部ICを除く。））

<お問い合わせ先>

国土交通省 道路局 総務課 高速道路経営管理室 企画専門官 門間（もんま）

代表：03-5253-8111（内線37212） 直通：03-5253-8477

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路利用調整官 福原（ふくはら）

代表：03-5253-8111（内線38332） 直通：03-5253-8499

ガソリンスタンド空白区間の解消について

- 来年度までに、150km超のガソリンスタンド空白区間ゼロを目指します。
- まずは、7月中旬までに、5つのインターチェンジで、路外給油サービスを実施します。

ガソリンスタンド空白区間

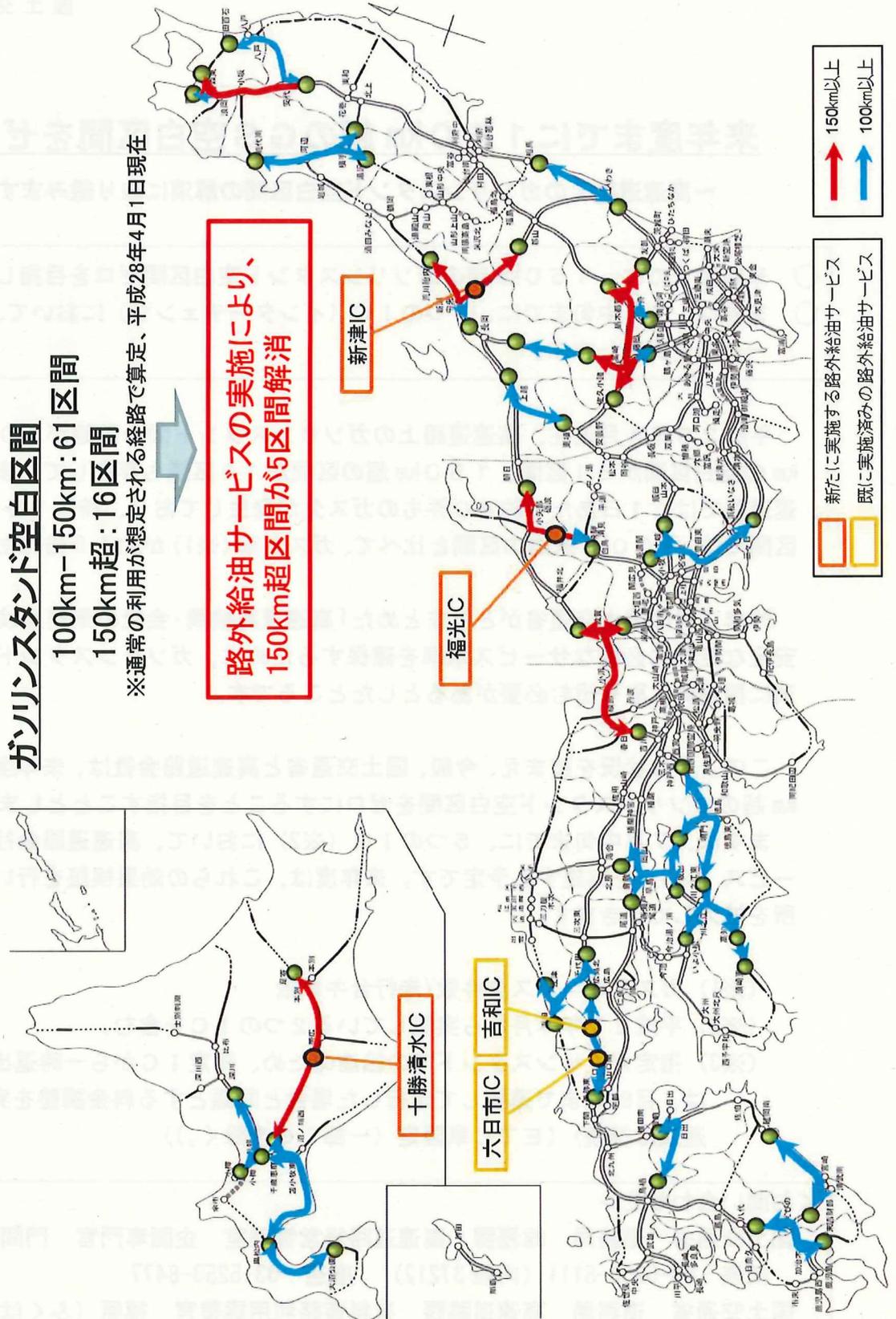
100km-150km: 61区間

150km超: 16区間

※通常の利用が想定される経路で算定、平成28年4月1日現在



路外給油サービスの実施により、
150km超区間が5区間解消



ETC車限定

高速道路外給油サービス 社会実験

高速道路上での燃料切れの防止を目的として、社会実験を実施しています。

下り線十和田ICを一時退出し、指定ガソリンスタンドにて給油ができます。

給油に関するお知らせ

東北自動車道(下り線)をご利用
(十和田ICを通過)されるお客さまへ

十和田ICで一時退出し、指定のガソリンスタンド(GS)にて給油を行い、**1時間以内**に十和田ICから再度進入して高速道路を走行した場合、お客さまが本来目的としたICまで連続して走行した場合と同一料金に調整します。



ご利用条件



ETC車限定

※車種問わず ※現金車は対象外



給油を目的に十和田ICを一時退出し、**指定のGS(裏面参照)**で給油されたお客さまが対象となります。



ETCカードの確認をさせていただく為、GSスタッフにお申し出下さい。GS事務室内に設置されているインターホンで、**ETCカードの確認手続き**を行う必要があります。



十和田ICを退出後**1時間以内**に、十和田ICより再度進入し、**退出前と同一方向へ**走行して下さい。

指定ガソリンスタンド

対象IC	指定GS	営業日・営業時間	所在地・連絡先
十和田IC	 三菱商事エネルギー 株式会社大里恒三商店 十和田給油所	年中無休 月～金曜日 7:00～19:30 土・日曜日・祝日 7:00～19:00	秋田県鹿角市十和田毛馬内字上陣場20-2 TEL 0186-35-2638

《 店舗の都合により臨時に休業している場合、お盆期間・年末年始の営業時間が短縮される場合もございます。 》
 営業の詳細については事前に店舗までご確認のうえご利用ください。



料金調整の流れ



上記GS事務室内には左の機器が設置されており、当該機器をとおして料金の調整を行います。

- ① 備付インターホンにて料金所係員に連絡してください。
- ② 係員の案内に従い、所定の場所へETCカード[※]を挿入してください。
※高速道路の通行料金のお支払に使用するカード
- ③ 直通料金に調整したうえで後日請求いたします。

ご注意

料金所での通行料金の表示は、一時退出した場合の料金が表示されますが、ご請求時には、調整した金額[※]を請求させていただきます。[※]お客さまが本来目的としたICまで連続して走行した場合の高速道路料金
 ETCカード確認時に、アンケートへのご協力をお願いいたします。

24時間、365日、お客さまの声をお聞きしています。

NEXCO東日本お客さまセンター
 0570-024-024

または03-5308-2424

高速道路に関する情報は「**ドラぷら**」で
www.driveplaza.com/

ドラぷら 検索

あなたに、ベスト・ウェイ。



NEXCO 東日本によるガソリン切れ防止のための広報の取組

○ホームページ(出発前)



・HPに掲載している「ガスステーションマップ」に
社会実験についてもご案内



・HPでの社会実験のご案内

○本線上案内標識(走行中)



・GS跡地に横断幕を設置

○Highway Walker、チラシ(SA・PA)



- ・「Highway Walker」のSA・PA Mapに社会実験についてもご案内(左)。大型広告スペースも使用しPR実施
- ・チラシを作成し、周辺のSA・PAで配布(右)



- ・ポスター等を作成し、周辺のSA・PAで掲示

○デジタル端末の活用



- ・デジタルサイネージによる周知



- ・LED表示機能付きの自動販売機による周知